

# 南相馬市省エネ高効率機器更新モデル事業補助金交付要綱

令和6年7月11日

告示第168号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における脱炭素を推進するため、省エネ高効率機器への更新によるエネルギー消費効率の改善を図る市内事業所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）及び南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に事業所等を有する民間事業者をいう。
- (2) 高効率空調機器 市内事業者が所有し、かつ自らの事業所等として使用している建物に設置されている従来の空調機器等に対して30%以上省CO<sub>2</sub>効果が得られるものをいう。
- (3) 高効率給湯器 市内事業者が所有し、かつ自らの事業所等として使用している建物に設置されている従来の給湯機器等に対して30%以上省CO<sub>2</sub>効果が得られるものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市内事業者
- (2) 南相馬市税等を滞納していない者
- (3) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（法人が申請者の場合は使用者も含む。）でない者

(対象経費、交付対象者、交付対象要件及び補助金額)

第4条 対象経費、交付対象者、交付対象要件及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、省エネ高効率機器更新モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第4号）
- (4) 設置機器のカタログ等の写し（製品の仕様とCO<sub>2</sub>削減量等が分かるもの）

- (5) 設置予定の建物位置図
- (6) 見積書の写し
- (7) 事業所等に設置されている従来機器の写真
- (8) 法人にあつては商業・法人登記に係る現在事項（又は履歴事項）証明書の写し、個人事業者にあつては市内に事業所を有することが分かる書類
- (9) 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書）
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第6条 規則第5条の規定に基づき交付の決定をするときは、省エネ高効率機器更新モデル事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（計画変更の承認申請）

第7条 補助申請者は、補助金交付申請書の内容を変更するとき又は中止するときは、速やかに、省エネ高効率機器更新モデル事業補助金変更・中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金変更等の決定）

第8条 前条の変更の承認申請があつたときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更等の決定を、省エネ高効率機器更新モデル事業補助金変更・中止決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正があつたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を命ずることができる。

（実績報告）

第10条 第6条に規定する交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、省エネ高効率機器更新モデル事業補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第9号）
- (2) 領収書の写し及び契約書の写し
- (3) 機器設置前及び機器設置後の写真
- (4) 設置機器の保証書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、事業完了の日から起算して1か月以内又は交付決定の日が属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条に規定する実績報告書に併せて省エネ高効率機器更新モデル事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による確定通知は、省エネ高効率機器更新モデル事業補助金

確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（使用状況等の調査協力）

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助対象機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

（手続代行）

第14条 補助申請者及び補助事業者は、第5条、第7条、第10条及び第11条の手続きについて、補助対象機器を販売する者に対して依頼することができる。

（財産処分の管理及び処分）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む）を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けようとするときは、省エネ高効率機器更新モデル事業補助金財産処分等承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

4 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。）に準じて財産処分の適否を決定し、その結果を省エネ高効率機器更新モデル事業補助金財産処分等（承認・不承認）通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、財産処分納付金を納付させることを決定したときは、当該納付金の額を併せて通知するものとする。

（証拠書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、当該保存期間によっては取得財産等について第15条第2号にただし書に規定する期間を経過しない場合は、当該期間を経過するまで関係書類等を保存しなければならない。

2 前項の規定により保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録による保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続、その他の行為については、手続、その他の行為の完了の日まで、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

高効率空調機器

対象経費	高効率空調機器設備費及び設置工事費。ただし、既存設備に係る解体撤去費、発生材処分費、廃棄費用等は対象外とする。
交付対象者	市内事業者
交付対象要件	<p>(1) 市内事業者が所有し、かつ、自らの事業所等として使用している建物に設置されている従来機器の更新であること。</p> <p>(2) 従来 of 空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られること。</p> <p>(3) 地域脱炭素脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2ウ（チ）a、又はエ（ヌ）aに定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(4) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p> <p>(5) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>
補助金額	<p>(1) 対象経費の1/2以内</p> <p>交付上限額は100万円とする。</p>

高効率給湯器

対象経費	高効率給湯器設備費及び設置工事費。ただし、既存設備に係る解体撤去費、発生材処分費、廃棄費用等は対象外とする。
交付対象者	市内事業者
交付対象要件	<p>(1) 市内事業者が所有し、かつ、自らの事業所等として使用している建物に設置されている従来機器の更新であること。</p> <p>(2) 従来 of 給湯器等に対して30%以上省CO2効果が得られること。</p> <p>(3) 地域脱炭素脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2ウ（チ）d、又はエ（ヌ）dに定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(4) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p> <p>(5) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取</p>

	得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
補助金額	(1) 対象経費の 1/2 以内 交付上限額は 100 万円とする。